

妙高市原油・原材料価格高騰等対策借入資金利子助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格高騰等の影響により損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれのある中小企業者等の経営の安定を図るため、原油・原材料価格高騰等を理由とした借入資金の利子について、予算の範囲内においてその一部を助成するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原油・原材料価格高騰等対策借入資金 新潟県セーフティーネット資金融資要綱第7条第2項の表第9項による融資
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び同条第5項に規定する者をいう。

(対象融資)

第3条 利子助成の対象となる融資制度は、原油・原材料価格高騰等対策借入資金とする。

(対象者)

第4条 利子助成を受けることができる者は、原油・原材料価格高騰等対策借入資金を受け当該融資に係る利子を支払う中小企業者等であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内で事業を営む中小企業者等で市税を滞納していない者
- (2) 原油・原材料価格高騰等の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある者

(利子助成率、利子助成期間等)

第5条 市長は、原油・原材料価格高騰等対策借入資金を受けた者の当該融資に係る利子支払額に1.0パーセントを当該融資の年利率で除した割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の利子助成を行う。この場合において、対象融資の利率が年1.0パーセント未満の場合は、利子支払額に1を乗じて得た額とする。

2 利子助成の対象となる借入金は、1事業者につき2,000万円を上限とする。

3 利子助成の期間は、利子発生日から起算して2年を経過する日までとする。

(交付申請)

第6条 利子助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妙高市原油・原材料価格高騰等対策借入資金利子助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 原油・原材料価格高騰等対策借入資金の取扱金融機関の貸付証書の写し
- (2) 前号の融資に係る利子支払予定明細書
- (3) 新潟県信用保証協会保証承諾書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原油・原材料価格高騰等対策借入資金の初回の利子支払日から起算して3月以内又は初回の利子支払日が属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。この場合において、この要綱の施行日前に初回の利子を支払った者についてもまた同様とする。

3 前項の場合において、利子助成期間が年度をまたぐものは、当該年度ごとに申請しなければならない。

この場合において、年度をまたぐときの申請は、各年の5月31日までに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、利子助成の可否を決定し、妙高市原油・原材料価格高騰等対策借入資金利子助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子助成を受けたとき。
- (2) 原油・原材料価格高騰等対策借入資金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他市長の指示等に従わなかったとき。

(利子助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による取消しを行ったときは、利子助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、既に交付されている利子助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、妙高市原油・原材料価格高騰等対策借入資金利子助成金実績報告書（別記様式第3号）を、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

(利子助成金の交付)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、利子助成金を交付するものとする。

(利子助成金の概算払)

第12条 交付決定者は、利子助成金の一部又は全部の概算払を請求することができる。

- 2 交付決定者は、前項の概算払を請求するときは、妙高市原油・原材料価格高騰等対策借入資金利子助成金概算払申請書兼請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請及び請求の内容が適正と認められたときは、利子助成金を支払うものとする。

(利子助成金の精算)

第13条 前条の概算払を受けた者は、第11条の規定による利子助成金額の確定後、速やかに利子助成金を精算しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年8月2日から施行し、令和4年7月1日から適用する。